

水道事業等立入検査実施要領

平成 18 年 5 月 30 日生衛第 146 号保健福祉部長通知
一部改正 平成 20 年 3 月 24 日生衛第 856 号保健福祉部長通知
一部改正 平成 22 年 4 月 1 日環衛第 3 号生活衛生部長通知
一部改正 平成 25 年 3 月 28 日環衛第 406 号生活衛生部長通知
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日環衛第 268 号生活衛生部長通知
一部改正 令和 2 年 7 月 27 日生衛第 1864 号生活衛生部長通知
一部改正 令和 7 年 7 月 9 日生衛第 1540 号生活衛生課長通知

(目的)

第 1 条 この要領は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条に基づく水道事業、水道用水供給事業及び専用水道への立入検査並びに小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 7 年神奈川県条例第 7 号）第 19 条に基づく小規模水道への立入検査について必要な事項を定めるものとする。

(役割分担)

第 2 条 立入検査は、定期及び臨時に実施するものとし、その役割分担は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期の立入検査

ア 保健所設置市の区域を給水区域とする水道事業及び水道用水供給事業（国認可事業を除く。）の立入検査は、生活衛生課長が計画的に実施する。

イ 保健所設置市を除く区域を給水区域とする水道事業（国認可事業を除く。）の立入検査は、生活衛生課長が水道事業の主たる給水区域を所管する保健福祉事務所（以下「保健福祉事務所」という。）の協力を得て計画的に実施するほか、保健福祉事務所長が必要に応じて実施する。なお、立入検査に当たっての水道事業者との連絡調整は、保健福祉事務所が行うものとする。

ウ 専用水道及び小規模水道の立入検査は、その所在地を所管する保健福祉事務所長が設置状況に応じて計画的に実施する。

(2) 臨時の立入検査

生活衛生課長又は保健福祉事務所長が必要と認めるときは、前号の規定に関わらず生活衛生課長又は保健福祉事務所長が随時に立入検査を実施する。

(実施方法)

第 3 条 立入検査は、水道事業等立入検査表（別紙 1）、専用水道立入検査表（別紙 2）又は小規模水道立入検査表（別紙 3）に掲げる立入検査事項に留意して実地に検査する。ただし、必要に応じて、一部の検査事項を省略して実施することができる。

(実施結果に基づく措置)

第 4 条 立入検査の結果、法令に違反しており、かつ健康上の被害が出るおそれがあるなど重要な指導事項があるときは、水道事業及び水道用水供給事業にあっては生活衛

生課長が、専用水道及び小規模水道にあつては保健福祉事務所長が文書による指導を行う。

- 2 前項の文書による指導を行うときは、早急に改善の措置を講じるよう求めるとともに、その結果を文書で報告するよう求めるものとする。
- 3 法令に違反しているがその内容が軽微なとき、又は法令に違反していないが改善が必要であると認めるときは、口頭による指導を行い、その後の対応について報告を求めるものとする。
- 4 第1項及び第3項の指導に当たっては、主として、水道関係法令、通知による指導等の遵守状況に基づき、指導する。併せて専用水道及び小規模水道については、専用水道立入検査表（別紙2）及び小規模水道立入検査表（別紙3）の指導事項等欄に記載する内容を基準として指導する。

（実施結果の報告）

第5条 保健福祉事務所長は、実施した立入検査について、生活衛生課長の求めに応じて報告する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか立入検査の実施に当たり必要な事項は、生活衛生課長又は保健福祉事務所長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 水道施設総点検実施要領(昭和58年8月30日付け環衛第175号衛生部長通知)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月9日から施行する。

水道事業等立入検査表

立入検査は、次の検査事項について、水道関係法令、通知による指導等の遵守状況を検査する。

検査項目	確認事項
① 資格等に関すること	水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等
② 認可等に関すること	認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等
③ 水道施設管理に関すること	施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等
④ 衛生管理に関すること	健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況等
⑤ 水質検査に関すること	水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等
⑥ 水質管理に関すること	水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等
⑦ 危機管理対策に関すること	自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等
⑧ 資産管理に関すること	経営状況、アセットマネジメントの実施状況 等
⑨ 住民対応に関すること	情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等
⑩ 資源・環境に関すること	水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等

専用水道立入検査表

●は文書による指導事項

✕は口頭による指導事項

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
1. 一般事項			
【水道技術管理者】			
(1) 水道技術管理者を選任しているか。	①水道技術管理者は適切に選任されているか。 ②水道技術管理者は資格要件を満たしているか。 一日最大給水量が1000 m ³ 以下であり、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、自然流下のみによって給水できる場合は除く。	法第19条第1項 県細則第11条 法第19条第3項 施行令第7条 施行規則第14条 法第34条第2項	●水道技術管理者を選任していない場合 ●資格要件を満たしていない場合
(2) 水道技術管理者は水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	水道技術管理者は以下に掲げる事項に関する業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しているか。 ・水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ・法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査(給水開始前の検査) ・法第20条第1項の規定による水質検査 ・法第21条第1項の規定による健康診断 ・法第22条の規定による衛生上の措置 ・法第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ・法第37条前段の規定による給水停止(県知事の命令)	法第19条第2項 法第19条第2項第1号 法第19条第2項第2号 法第19条第2項第4号 法第19条第2項第5号 法第19条第2項第6号 法第19条第2項第8号 法第19条第2項第9号	●左記の技術上の事項を監督していない場合 ●左記の技術上の事項について、文書での指導があった場合[責務規定違反] (注)左記の法律事項について、1つでも監督していない場合は文書指導となる。 ✕左記の技術上の事項への従事・監督が不十分な場合 ✕水道技術管理者の業務体制、情報管理体制が不適切な場合
【各種届出】			
(3) 確認申請書記載事項変更届	記載事項変更届は適切に届け出ているか。 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	法第33条第3項 県細則第17条	✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
(4) 水道技術管理者変更届	変更が生じたときに適切に届け出ているか。	法第19条第1項 県細則第11条第2項	✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
(5) 給水開始届	給水開始届は適切に届け出ているか。 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造し、その施設を使用して給水を開始し	法第13条第1項 県細則第9条	✕未届けであるが、立入時に、給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていることが確認でき、直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にと

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	ようとするときは、あらかじめ。		どめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
(6) 業務委託開始届	業務委託開始届は適切に届け出ているか。 水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、遅滞なく。また、委託に係る契約が効力を失ったときも、遅滞なく。	法第24条の3第2項 施行規則第17条の7 県細則第15条	✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
【給水開始前検査】			
(7) 給水開始前検査は適正に実施されているか。	①給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されているか。 ○全項目の水質検査を行っているか。 ○水質検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することができるところとなっているか。 ○施設検査項目は適切か。 ②検査の結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は、適切な措置がなされているか。 ③給水開始前検査の水質検査について、給水栓での検査だけでなく、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。 ④配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	法第13条第1項 施行規則第10条 施行規則第11条 平15厚労省令第101号(水質基準) 平15厚労省告示第261号(検査方法) 平12厚省令第15号(施設基準) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の2 昭44環水第9059号(局長通知)の1の(3) 法第13条第1項 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の2 昭44衛水第9059号(局長通知)の1の(3)	●給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていない場合 ✕給水開始前の水質検査及び施設検査が不十分な場合 ●検査の結果が基準を満たしていないにも関わらず、適切な措置がなされていない場合 ✕必要に応じて検査を行っていない場合 (注)2つの配水池から1つの配水区域に給水しており、片方の配水池で工事を行った場合は、その配水池から採水した水の水質検査が必要。 ✕配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合において、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っていない場合
(8) 給水開始前検査記録の作成・保存	水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	法第13条第2項	●給水開始前の水質検査及び施設検査の記録を作成していない場合 ●給水開始前の水質検査及び施設検査の記録を5年間保存していない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
			✕検査記録の保存が不適切(すぐに出てこない等)な場合
【健康診断】			
(9) 健康診断の実施状況は適切か。	①定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。 ②健康診断の実施項目は適切か。病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意する。 ③臨時の健康診断が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	法第21条第1項 施行規則第16条第1項 平 15 健 次 発 第 1010001 号(課長通知)の第1の4 昭 33 衛 水 第 44 号(課 長 通 知)の 問 84 法第21条第1項 施行規則第16条第2項	●病原体検索のための定期健康診断をおおむね6箇月ごとに行っていない場合 ✕実施項目(検索病原体)が不適切な場合 (注)サルモネラ属菌検査においては、一般的に腸チフス菌・パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認を行い、検査項目について認識がない場合は水道技術管理者の責務において口頭指導 ●感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、臨時の健康診断を行っていない場合
(10) 健康診断の受診者は適正か。	健康診断の受診者は適切か。 ○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○運転業務委託会社の社員に対しても健康診断を実施しているか。	法第21条第1項 昭 33 衛 水 第 44 号(課 長 通 知)の 問 85	●水道の浄水場等において業務に従事している者全員を対象に健康診断を行っていない場合 ✕業務には従事していないが、頻繁に浄水場等に入出入りする者(職員、清掃業者等)について、健康診断を行っていない場合
(11) 健康診断記録が適切に保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	法第21条第2項 施行規則第16条第4項	●記録が1年間保存されていない場合
2. 水道施設管理			
【施設基準】			
(1) 水道施設は施設基準を満たしているか。	①水道の各施設は原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、適切な要件を備えた施設が配置されているか。また、布設・維持管理上適切な位置・配置になっており、かつ、給水の確実性が配慮されているか。 ②水道施設の構造及び材質は、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、地震力、積雪荷重、氷圧及	法第5条第1項、第2項 平 12 厚 省 令 第 15 号(施設基準) 平 12 衛 水 第 20 号(課長通知) 平 16 健 水 発 第 0209001 号(課長通知) 法第5条第3項 平 12 厚 省 令 第 15 号(施設基準)	●施設基準を満たしていない場合 ●施設基準を満たしていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	び温度応力等の荷重や外力に対して、構造上安全で、かつ、耐久性があるか。 また、併せて漏水がなく、かつ、外部からの汚染や資材からの汚染のおそれのない構造、材質のものとなっているか。 ③水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)を満たしているか。 ○原水に耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム)が混入するおそれがある場合、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられているか。 ○配水管路は、適正な水圧が確保されているか。給水に支障がある箇所はないか。 ○ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他浄水処理過程で生じる排水を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられているか。 ④水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)を満たしているか。 ※法第 5 条には薬品基準も含まれるため。 ○消毒設備は、必要な時間、水が消毒剤に接触する構造となっているか。 ○消毒剤の供給量を調整するための設備が設けられているか。	平 12 衛水第 20 号 (課長通知) 平 16 健水発第 0209001 号(課長通知) 法第 5 条第 4 項 平 12 厚省令第 15 号(施設基準) 平 12 衛水第 20 号 (課長通知) 平 16 健水発第 0209001 号(課長通知)	●施設基準を満たしていない場合 ●ろ過等の設備が設けられていない場合 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は指導としない。 ①地表水を水源としないこと。 ②紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ③原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 (注)水圧の基準を満たさなくても、給水に支障がない場合は指導としない。 ●施設基準(薬品基準)を満たしていない場合 ●必要な時間、水が消毒剤に接触する構造となっていない場合 ●消毒剤の供給量を調整するための設備が設けられていない場合
(2) 定期的な水道施設の検査が実施されているか。	①定期的な施設の点検と維持・修繕が行われているか。	法第 19 条第 2 項 第 1 号 法第 22 条の 2 施行規則第 17 条の 2 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」 (令和元年 9 月 厚生労働省医 薬・生活衛生局水	●水道施設に対する、目視等適切な方法による点検の頻度を定めていない、又は定めた頻度等により適切な時期に点検を行っていない場合 ●コンクリート構造物の点検頻度がおおむね 5 年に 1 回に満たない場合 ●定めた点検頻度等により、適切な時期に点検を行っていない

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
		道課)	場合 ●点検により把握した異状について、補修が必要とされたにもかかわらず、必要な補修を行っていない場合 ✕点検項目等が定められていない場合 ✕点検記録(異状がある場合)がない場合
	②点検した結果や、補修を行った場合の内容を記録し、保存されているか(コンクリート構造物の場合)。	法第22条の2 施行規則第17条の2 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和元年9月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)	●点検の年月日、氏名及び結果が記録されていない場合 ●記録が次の点検を行うまで保存されていない場合 ●コンクリート構造物の補修を行った場合に、その内容の記録を当該施設を利用している期間保存していない場合
【記録・保存】			
(3) 浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。		✕運転手引書が整備されていない場合 ✕運転手引書が不十分(機器の取扱い説明書のみ)であった場合
(4) 施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。		✕管理日誌、作業日誌等が未整備の場合
(5) 施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	昭44衛水第9059号(局長通知)の2の(1)	✕施設図、配管図等の更新ができていない場合 ✕施設図、配管図等の保管が不適切な場合
【その他】 * 自己水源型(混合型を含む)対象*			
(6) 適切な取水量の管理のもとで取水がなされているか。	①取水量は計画水量を超えていないか。 ②水源の許可書等は適切に申請、管理、更新しているか。	各市町村の地下水に関する条例 生活環境の保全等に関する条例第73-86条 河川法第23条(流水の占用) 水道事業等の認可の手引	✕取水量が計画水量を超えている場合 (注)水源が地下水等の場合、取水量の超過が地盤沈下の増大やクリプトスポリジウムの汚染拡大を引き起こす恐れのある場合は口頭指導 ✕認可条件である河川管理者への取水量報告を行っていない場合 ✕水源の許可書等の申請・更新が

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
			適切に行われていない場合
3. 衛生管理			
【水道施設】			
(1) 水道施設についての汚染防止はなされているか。	取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が十分になされているか。 ○定期的な点検清掃がなされているか。	法第 22 条 施行規則第 17 条 第 1 項第 1 号	●浄水場等において汚染防止がなされていない場合 ✕浄水場等において汚染防止が不十分な場合
(2) 防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているか。	①上記の施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。 ②施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼いや等がなされていないか。	施行規則第 17 条 第 1 項第 2 号 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 5	●人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が行われていない場合 ✕人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が不十分な場合
【消毒】 * 自己水源型(混合型を含む)対象*			
(3) 消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	①消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないよう常に整備しているか。予備の設備はあるか。 ②注入後十分均等に混和できる場所において、消毒剤が十分に混合するよう行われているか。	平 12 厚省令第 15 号(施設基準) 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 5 の(4) 平 15 健水発第 1010001 号の第 1 の 5 の(5)	✕消毒剤の注入状況を確認していない場合 (注)残留塩素等に問題のない場合 ●ただし、問題が生じている場合は、施設基準違反(省令第 5 条第 1 項第 5 号ニ)として文書指導 ✕消毒剤の注入場所が、不適切な場合 ●ただし、施設の構造的なものについては、施設基準違反(省令第 5 条第 1 項第 5 号イ)として文書指導する。
(4) 給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	①給水栓における水が、遊離残留塩素濃度 0.1mg/l(結合残留塩素の場合は 0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生物が検出されていることはないか。 ○現在は、管末で遊離残留塩素が 0.1mg/l を保持しているが、将来下回るおそれはないか。	法第 22 条 施行規則第 17 条 第 1 項第 3 号 平 15 厚労省告示第 318 号(残塩検査方法)	●遊離残留塩素濃度が 0.1mg/l(結合残留塩素の場合は 0.4mg/l)を下回っている給水栓がある場合 ✕遊離残留塩素濃度が 0.1mg/l(結合残留塩素の場合は 0.4mg/l)を、年数回下回っている給水栓がある場合 ✕塩素消毒の管理が不十分な場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	②供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	施行規則第17条第1項第3号 平 15 健水発第1010001号の第1の5の(6)	(解説)平成16年度から遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(毎日実施する消毒の残留効果に関する検査は除く)について、公定化を図ったため。 ●供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等に、給水栓における水の遊離残留塩素濃度が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)を下回っている給水栓がある場合
4. 水質検査			
(1) 定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	①定期の水質検査の回数は法定の回数(毎日・毎月・3月に1回以上)実施されているか。また、検査項目は適切か。 ○毎日検査を、土日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけでなく、色及び濁りの検査も行っているか。 ○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上・3月に1回以上)の検査を行っているか。 ②検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることができる要件を満たしているか。また、その検査頻度は適切か。 ③検査項目の省略を行っている場合、省略することができる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であつ	法第20条第1項(H16.4.1施行) 施行規則第15条第1項 県細則第12条 平 15 厚労省令第101号(水質基準) 平 15 厚労省告示第261号(検査方法) 平 15 厚労省告示第318号(残塩検査方法) 平 15 健 発 第1010004号(局長通知) 平 15 健水発第1010001号(課長通知)の第1の3 施行規則第15条第1項第3号 平 15 健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(9) 施行規則第15条第1項第4号 平 15 健水発第1010001号(課長	●定期の水質検査を法定の回数行っていない場合 ✕毎日検査を毎日行うこととしているが、一部の検査地点において未実施日が数日あった場合 ✕色及び濁りの検査を行っていない場合 (解説)平成16年度から定期及び臨時の水質検査については、公定法化が図られたため。 ●検査回数を減じることができない要件を満たしていない場合 ✕水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況の把握が不十分であるにもかかわらず、原水の水深が大きく変わるおそれが少ないと判断している場合 ●検査項目を省略することができない要件を満たしていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	ても、概ね3年に1回は省略項目についても水質検査を行っているか。 ④すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物及び味を除く。)を実施しているか。また、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	通知)の第1の3の(5)、(9) 平 15 健水発第1010001号(課長通知)の第4の2	✖原水並びに水源及びその周辺の状況等の把握が不十分であるにもかかわらず検査が必要ないとしている場合 ✖省略項目について、合理的な理由がある場合を除き、概ね3年に1回の水質検査が行われていない場合 ✖全部または一部の水源の原水について、合理的な理由がある場合を除き、年1回の全項目検査が行われていない場合
(2) 採水場所は適正か。	①採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、配水系統ごとに選定しているか。 なお、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。 ○給水栓以外を採水場所としていないか。(但し、一定の場合は可) ○毎日検査の採水地点は、浄水場出口だけでなく、配水管の末端でも行われているか。 ○浄水場系統が異なる場合には、浄水場系統ごとに選定しているか。 ②採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定しているか。	施行規則第15条第1項第2号 平 15 健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(1) 施行規則第15条第1項第2号 参考 平 15 健水発第1010001号の第1の3の(3)	●採水場所が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所となっていない場合 (注)特に、浄水場・配水池でしか行っていない場合が多く、文書指導の対象となる。
(3) 水質検査の委託先の選定方法は適切か。	①水質検査を適切な機関に委託しているか。 (解説)適切な機関 ・地方公共団体の機関 ・厚生労働大臣の登録を受けた者 ②書面による直接契約が行われているか。	法第20条第3項 施行規則第15条第8項	●委託先機関が、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者でない場合 ●書面による直接契約が行われていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	○水道の管理に関する技術上の全部を委託している場合は、委託先の水道管理業務受託者と水質検査機関が書面による直接契約を行う。 ③委託契約書の記載事項は適切か。 ④委託契約書は契約終了日から5年間保存されているか。 ⑤委託料が受託業務を遂行するに足りる額であるか。 ⑥委託先は試料の採取・運搬を速やかに行うことができる水質検査機関であるか。 ⑦水質検査に実施状況を書類又は調査などにより確認しているか。	平 23 健水発 1003 第 2 号(課長通知)の第 2 の 2	●委託契約書の記載事項が適切でない場合 ●委託契約書が 5 年間保存されていない場合 ●適切な水質検査の実施が困難になるほどの低廉な価格で業務が委託されている場合 ●速やかな検査の実施が困難である場合 ●水質検査の実施状況を確認していない場合
(4) 水質検査結果は水質基準を満たしているか。	①水質検査結果は、水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。 ②水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。 ③異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	法第 4 条 平 15 厚労省令第 101 号(水質基準) 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 2 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 2	●基準値超過が継続している場合 ●基準値を超えた値が検出されているにもかかわらず、その原因究明を行わず、必要な措置を講じていない場合 ✕水質異常時の対応が不適切な場合 ●確認の再検査を行っていない場合
(5) 臨時の水質検査は昨年度行ったか。	①臨時の水質検査が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合、水質検査を行っているか。臨時の水質検査が必要な場合 ・水源の水質が著しく悪化したとき。 ・水源に異常があったとき。 ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ・浄水過程に異常があったとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。	法第 20 条第 1 項 施行規則第 15 条第 2 項 県細則第 12 条 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 3 の(7)	●臨時の水質検査が必要となるような状況が生じているにもかかわらず水質検査を行っていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	・その他特に必要があると認められるとき。		
	②臨時の水質検査結果において異常が認められた場合、必要な措置を講じているか。	法第 20 条第 1 項 県細則第 12 条	●異常が認められたにも関わらず、必要な措置を講じていない場合
(6) 水質検査計画は策定されているか。	①毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ②策定されている場合、その内容は適切か。 水質検査計画に記載しなければならない事項 ・原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項 ・定期の水質検査の検査項目、採水場所、検査回数及びその理由 ・定期の水質検査を省略する検査項目及びその理由 ・臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等 ・水質検査を委託する場合における当該委託の内容 ・水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等	施行規則第 15 条 第 6 項、第 7 項 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 3 の(8)	●水質検査計画が毎事業年度の開始前に策定されていない場合 ✕水質検査計画の内容が不適切な場合
	③水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査項目に位置付けられているか。	平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 3 の(8)のニ	✕水質検査計画に位置付けられていない場合
(7) 過去 5 年間の水質検査記録が保存されているか。	①検査の記録を適正に作成しているか。 ○毎日検査の際、色、濁りについて、異常がなくても記入しているか。 ②過去 5 年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	法第 20 条第 2 項 県細則第 13 条 法第 20 条第 2 項 県細則第 13 条	●水質検査の記録が作成されていない場合 ✕水質検査の記録が不適切な場合 ●過去 5 年間の記録が保存されていない場合
5. 水質管理 * 自己水源型(混合型を含む)対象 *			
(1) 水源周辺及び上流域の汚染源の把握はされているか。	水源付近及びその周辺において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地状況等について把握されているか。 (解説)おそれのある工場等	平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 4 の 3	●水源周辺及び上流域の汚染源が把握されていない場合 ✕汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等について把握している内容が不適切な場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	・水濁法特定施設 ・PRTR 法届出施設 ・産廃処分場 ・下水処理施設 ・畜舎		
【クリプトスポリジウム対策】			
(2) 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断しているか。	リスクレベルの判断をしているか。	平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」	✕ リスクレベルを判断していない場合又は適切に判断されていない場合 ● 指摘しても改善されず、ろ過施設の整備の必要性が判断できない場合
(3) 予防対策がされているか。	① リスクレベルに応じた原水等の検査を実施しているか。 ○ レベル 4 及びレベル 3 適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を行っているか。 ろ過施設等整備中の場合は、原水のクリプトスポリジウム等を 3 月に 1 回以上、指標菌を月 1 回以上の検査を行っているか。 ○ レベル 2 3 月に 1 回以上、原水の指標菌の検査を行っているか。 ○ レベル 1 年 1 回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認しているか。 3 年に 1 回、井戸内部の撮影等により、点検を行っているか。 ② レベル 4 の施設では、ろ過施設の整備又はろ過施設及び紫外線処理設備の整備、レベル 3 の施設では、ろ過施設の整備又は紫外線処理施設の整備を行っているか。若しくは水源変更の措置を講じているか。 ○ ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持しているか。 ○ 急速ろ過法の場合は、凝集剤を用いているか。 ○ 凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、記録を残しているか。 ○ 紫外線処理の場合、照射量の確認、原水濁度 2 度を超えた場合の取水停止、維持管理を行っているか。 ○ 施設整備中の場合、原水の濁度を常時計測し、通常よりも高くなっ	平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」 平 12 厚省令第 15 号(施設基準)	✕ リスクレベルに応じた原水等の検査を行っていない場合 ● 指摘しても改善されず、ろ過施設の整備の必要性が判断できない場合 3 月に 1 回以上、原水の指標菌の検査を実施している場合は指導しない。 ● レベル 4 の施設であるが、ろ過(急速ろ過(凝集・沈でんを含む)、緩速ろ過、膜ろ過又はろ過及び紫外線)を行っていない場合、レベル 3 の施設であるが、ろ過又は紫外線による浄水処理を行っていない場合、若しくは水源変更を行っていない場合 (注)施設基準違反で指摘する。ただし、ろ過施設等を整備中の場合は指摘しない。 ✕ 適切に管理されていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	た場合、取水を停止しているか。 ○レベル 4 及びレベル 3 の場合、 浄水を毎日 1 回 20 リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを 14 日間保存していることが望ましい。		
(4) クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応は整備されているか。	給水区域においてクリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応が整備されているか。	平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」	✖ クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応マニュアル等が整備されていない場合 ✖ クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応について、不適切な場合 (注)全量受水の場合にも、対応について整備する必要がある。
6. 危機管理対策			
(1) 地震防災応急計画は策定されているか。	地震防災応急計画が策定しており、知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付してあるか。	大規模地震対策特別措置法第 7 条	● 計画を策定し、知事に届け出していない場合 ● 知事に届け出た計画の写しを市町村長に送付していない場合
(2) 危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策、渇水対策等)は整備されているか。	法第 19 条第 2 項第 8 号 法第 23 条第 1 項 県細則第 14 条	✖ 危機管理マニュアルが未整備の場合 ✖ 危機管理マニュアルが不適切な場合
(3) 連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該設置者内での連絡・対応体制の整備、利用者、及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。 また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。 ○保健福祉事務所への連絡先 ・電話 ○○○-○○○-○○○○ ・FAX ○○○-○○○-○○○○	昭 55 環水第 3 号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 昭 61 衛水第 116 号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」	✖ 緊急時の連絡体制が整備されていない場合 ✖ 内部又は関係機関等外部との連絡体制が不適切な場合 ✖ 内部、外部の関係者に、連絡体制を周知していない場合 ✖ 保健福祉事務所への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されていない場合
(4) 給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	①給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 ②給水の緊急停止を行った場合、利用者に周知させる措置が整えられているか。 ③過去 5 年以内で、緊急停止の実績はあるか。	昭 49 環計第 36 号(部長通知)「渇水対策について」 平 6 衛水第 213 号(課長通知)「渇水時における飲料水の衛生対策について」 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 4 の 4 平 13 健水発第 87	✖ 緊急停止措置の指揮命令系統が明確になっていない場合 ✖ 緊急停止措置の指揮命令系統に水道技術管理者の位置付け又は関与がない場合 ✖ 給水の緊急停止を利用者に周知させる措置が整えられていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	また、その理由は何か。	号(課長通知)	
(5) 応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」	✖ 応急復旧体制、応急給水体制が確立されていない場合 ✖ 応急復旧体制、応急給水体制が不十分な場合
(6) 危機管理対策として利用者への対策を適切に講じているか。	非常時における利用者への対策を適切に講じているか。(給水ポイントの選定、周知方法など)	平 15. 12. 15 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」	✖ 非常時における利用者への対策(給水ポイントの選定、周知方法等)についてどのように行うか規定されていない場合 ✖ 非常時における利用者への対策(給水ポイントの選定、周知方法等)が極めて不十分である場合
(7) 施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。		✖ 来訪者名簿・受付用テレビカメラ等で施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っていない場合
(8) 薬剤等の保管、管理は適切になされているか。	薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。 ○薬品台帳等が作成されているか。 ○毒性に関係なく瓶ごとの管理となっていないか。 ○薬品の購入量だけでなく、使用量も記録されているか。		✖ 薬剤等の保管、管理が不適切な場合
(9) 水道の基幹施設の耐震化は進めているか。	地震対策として、水道施設の耐震化対策は進められているか。		✖ 基幹施設の耐震診断が行われていない場合
(10) 停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。		✖ 停電時に配慮した水道施設等となっていない場合
(11) 漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の保有・確保はされているか。		✖ 資機材の保有又は確保がなされていない場合、または極めて不十分な場合
7. その他			
研修、講習等を行っているか。	①職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。 (日水協等が主催する研修、講習等への参加を含む) ②技術者職員確保、技術の継承についての考えはあるか。		

* 項目中は水道法→法、水道法施行令→施行令、水道法施行規則→施行規則、神奈川県水道法施行細則→県細則とする。

* 根拠は法第 34 条により準用し読み替える。

* 1-(7) 及び 2-(1) は、水道施設等の新設、増設又は改造をした場合に確認すること。

小規模水道立入検査表

●は文書による指導事項
✕は口頭による指導事項

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
1. 一般事項			
【技術担当者】			
(1) 技術担当者を設置しているか。	技術担当者は適切に設置されているか。	条例第 11 条第 1 項	●技術担当者を設置していない場合
(2) 技術担当者は小規模水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	技術担当者は条例で定める業務に従事しているか。	条例第 12 条第 1 項 施行通知 12(1)	●条例に定める業務に従事していない場合
【各種届出】			
(3) 変更届	変更届は適切に届け出ているか。 申請者の住所、氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、給水予定人口及び名称	条例第 8 条 施行規則第 6 条 施行通知 8	✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
(4) 技術担当者変更届	変更が生じたときに適切に届け出ているか。	条例第 11 条第 2 項 施行規則第 9 条	✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
(5) 給水開始届	給水開始届は適切に届け出ているか。 布設工事(小規模水道施設の新設、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、沈でん池、ろ過池、浄水池及び配水池の新設又は増設に係る工事)が完了した後で、かつ、給水を開始する前に届出。	条例第 7 条第 1 項 施行規則第 5 条第 1 項 施行通知 7	✕未届けであるが、立入時に、給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていることが確認でき、直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。
【給水開始前の水質検査】			
(6) 給水開始前の水質検査は適正に実施されているか。	施行規則の別表第 1 に掲げる事項(51 項目)及び消毒の残留効果についての検査を行っているか。	条例第 7 条第 1 項 施行規則第 5 条第 2 項 施行通知 7	●給水開始前の水質検査が実施されていない場合 ✕給水開始前の水質検査が不十分な場合
(7) 給水開始前の水質検査記録の作成・保存	水質検査の記録を作成し、検査を行った日から 5 年間保存されているか。	条例第 7 条第 2 項	●給水開始前の水質検査の記録を作成していない場合 ●給水開始前の水質検査の記録を 5 年間保存していない場合 ✕検査記録の保存が不適切(すぐに出てこない等)な場合
2. 水道施設管理			
【施設基準】			
水道施設は施設基準を満たしているか。	①小規模水道の各施設は原水の水質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、適切	条例第 4 条第 1 項 施行通知 4	●施設基準を満たしていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
	な要件を備えた施設が配置されているか。 ②小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものとなっているか。	条例第4条第2項	●施設基準を満たしていない場合
3. 衛生管理			
【水道施設】			
(1)水道施設についての汚染防止はなされているか。	取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が十分になされているか。配水施設として水槽を設けている場合には、当該水槽を常時点検し、必要に応じて清掃等を行っているか。	条例第10条第1号 施行通知10(1)	●浄水場等において汚染防止がなされていない場合 ✕浄水場等において汚染防止が不十分な場合 ✕水槽について、毎年1回以上清掃等を行っていない場合
(2)防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているか。	上記の施設には、必要に応じて柵を設ける、かぎを掛ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	条例第10条第2号 施行通知10(2)	●人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が行われていない場合 ✕人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が不十分な場合
【消毒】			
(3)原水の質により必要があるときは、塩素消毒が適切に行われているか。	①給水栓における水が、遊離残留塩素濃度 0.1mg/l(結合残留塩素の場合は 0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。 ②供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.2mg/l(結合残留塩素の場合は 1.5mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	条例第10条第3号 施行規則第8条 施行通知10(3)	●遊離残留塩素濃度が 0.1mg/l(結合残留塩素の場合は 0.4mg/l)を下回っている給水栓がある場合 ●供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等に、給水栓における水の遊離残留塩素濃度が 0.2mg/l(結合残留塩素の場合は 1.5mg/l)を下回っている給水栓がある場合
4. 水質検査			
(1)定期の水質検査は1年以内ごとに1回行っているか。また、検査項目は適正か。	定期の水質検査は1年以内ごとに1回実施されているか。また、規則で定める11項目及び消毒の残留効果に関する検査が行われているか。 規則で定める11項目 ①一般細菌 ②大腸菌	条例第9条第1項 施行規則第7条第1項 施行通知9(1)	●定期の水質検査を法定の回数行っていない場合

立入検査事項	確認項目	根拠	指導事項等
	③亜硝酸態窒素 ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑤塩化物イオン ⑥有機物 (全有機炭素(TOC)の量) ⑦pH 値 ⑧味 ⑨臭気 ⑩色度 ⑪濁度		
(2) 水質検査結果は水質基準を満たしているか。	①水質検査結果は、水質基準を満たしているか。 ②水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。 ③異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	条例第 3 条 施行規則第 3 条別表第 1 施行通知 3	●基準値超過が継続している場合 ●基準値を超えた値が検出されているにもかかわらず、その原因究明を行わず、必要な措置を講じていない場合 ●確認の再検査を行っていない場合
(3) 臨時の水質検査は昨年度行ったか。	①定期水質検査において水質検査基準を超過した場合のほか、給水する水が水質基準に適合しないおそれがある場合に臨時の水質検査を行っているか。 給水する水が水質基準に適合しないおそれがある場合の判断は概ね次による ・色及び濁りに著しい変化が生じた場合(降雨による変化を除く) ・臭気及び味に著しい変化が生じた場合 ・水源で魚が死んで多数浮上した場合 ・水源付近、給水地域及びその周辺において消化器系感染症が流行している場合 ・浄水過程に異常があった場合 ・その他特に保健福祉事務所長が必要と認める場合 ②臨時の水質検査結果において異常が認められた場合、必要な措置を講じているか。	条例第 9 条第 2 項 施行規則第 7 条第 2 項 施行通知 9(3)	●臨時の水質検査が必要となるような状況が生じているにもかかわらず水質検査を行っていない場合 ●異常が認められたにも関わらず、必要な措置を講じていない場合
(4) 過去 5 年間の水質検査記録が保存されているか。	過去 5 年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	施行通知 9(4)	✖過去 5 年間の記録が保存されていない場合

立入検査事項	確認項目	根 拠	指 導 事 項 等
5. 危機管理対策			
(1) 連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該設置者内での連絡・対応体制の整備、利用者、及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。 また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。 ○保健福祉事務所への連絡先 ・電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ・FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	条例第 13 条 施行通知 13	✕ 緊急時の連絡体制が整備されていない場合 ✕ 内部又は関係機関等外部との連絡体制が不適切な場合 ✕ 内部、外部の関係者に、連絡体制を周知していない場合 ✕ 保健福祉事務所への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されていない場合
(2) 給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	① 給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 ② 給水の緊急停止を行った場合、利用者に周知させる措置が整えられているか。 ③ 過去 5 年以内で、緊急停止の実績はあるか。 また、その理由は何か。		✕ 緊急停止措置の指揮命令系統が明確になっていない場合 ✕ 給水の緊急停止を利用者に周知させる措置が整えられていない場合